

金ヶ崎町若年者 移住定住促進家賃補助金

町内・町外の事業所に正社員として勤務し、
町内に転入した若年者・若年世帯に対して、
民間住宅の賃借に要する費用の一部を
最大24か月補助します！



補助内容

◆ 1か月あたりの補助額

(1か月あたりの家賃 - 1か月あたりの住宅手当受給額) × 1/2

※ 補助額上限

| 補助区分 | 勤務先 | 1月あたりの補助上限 |
|--------------------------|----------|------------|
| 若年世帯(申請者が35歳未満かつ2人以上の世帯) | 町内事業所 | 20,000円 |
| | 町外事業所 | 15,000円 |
| 単身世帯(申請者が35歳未満) | 町内・町外事業所 | 10,000円 |

補助対象 ※補助要件を全て満たす必要があります。

- 補助対象期間の起算月において申請者の**年齢が35歳未満**
- 町内又は町外事業所に正社員として勤務(期間の定めのない雇用契約締結)
- 申請者が金ヶ崎町に新たに住民登録した者、さらに**町外に転出した日から3年以上経過した者、町内の社宅・寮等から民間賃貸住宅に入居した者も対象**
- 民間賃貸住宅の賃貸借契約締結(1月当りの家賃20,000円以上のものに限る)
- 公的制度による家賃補助等を受けていない
- 入居する世帯員が公務員・独立行政法人・地方独立行政法人の役員・職員ではない
- 申請者及び配偶者の2親等以内の親族が所有又は管理している民間賃貸住宅ではないこと
- 世帯員が過去に、この要綱の補助金を受けていない
- 世帯員に町税等を滞納している者がいない
- 本町に定住の意思があるもの(企業間の出向者は対象になりません)

補助期間

起算月から **最大24か月間(2年間)**

■ 問い合わせ・申込み先 ■

金ヶ崎町商工観光課

金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111

詳細・申請書はこちら
(金ヶ崎町HP)から!



金ヶ崎町に転入・補助金申請相談

早めの申請を！

補助金
交付申請
(1年目)

補助対象期間は、新たに住民登録をした日の属する月又は町内・外の事業所に正社員として勤務した月のいずれか遅い月を起算月として、12か月の家賃の支払いが完了した月の翌月から3か月以内に提出してください

【提出書類】 交付申請書(様式第1号) 雇用及び住宅手当支給証明書(様式第2号) 世帯全員の住民票※続柄必要、3か月以内のもの
 アパート等の賃貸借契約書の写し 家賃支払いが確認できる書類
 定住に関する誓約書(様式第4号)

交付決定

・交付(不交付)決定通知書が申請者に届きます

補助金
請求

・補助金の請求を行います
・交付決定通知書が届いたら請求書等を
1か月以内に提出してください

【提出書類】請求書(様式第9号)

振込

・補助金を振り込みますのでご確認ください

継続申請
(2年目)

引き続き補助金の交付を受ける者は、1年目から引き続き12か月の家賃を支払い、支払いが完了した月の翌月から3か月以内に交付申請書を提出してください。

【提出書類】 交付申請書(様式第1号) 雇用及び住宅手当支給証明書(様式第2号) 世帯全員の住民票※続柄必要、3か月以内のもの
 アパート等の賃貸借契約書の写し※更新がある場合は更新が分かるもの
 家賃支払いが確認できる書類

2年目で補助は
終了します

【申請内容に変更が生じる場合】

・変更の理由が生じた日から14日以内に届け出が必要です
(例) 世帯員の増減、町内に転居、町外に転出、転職、退職した場合等…

【提出書類】変更承認申請書、変更内容が分かる書類

※ 変更内容によって提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。